

『H28年度税制改正大綱（2）法人税引下げ、課税ベース拡大』

今度の税制改正大綱では、企業の投資や積極的な賃上げを促すため、引き続き法人課税の課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる方向性が明確に示された。27年度に23.9%とした法人税率を28年度で23.4%、さらに30年度には23.2%とする。大法人向けの法人事業税の外形標準課税は8分の5へ拡大すると同時に、所得割の標準税率は27年度の6.0%から3.6%に引き下げる。この結果、大法人においては法人実効税率が平成28年度で29.97%、さらに30年度には29.74%となる。欠損金の繰越控除制度については、27年度の改正からさらに以下の通り改める。【控除限度割合】28年度：100分の60、29年度：100分の55、30年度以降：100分の50【繰越期間等】青色申告書を提出した事業年度の欠損金、もしくは提出しなかった事業年度の災害による損失金及び連結欠損金の繰越期間を10年に延長、制度の適用に係る帳簿書類の保存期間、法人税の欠損金額に係る更正の期間制限及び請求期間も10年に延長する。租税特別措置については、生産性向上設備投資促進税制を適用期限をもって廃止し関係規定を削除するほか、環境関連投資促進税制や雇用促進税制などで所要の見直しが行われることとなった。



『中小企業対策費は1825億円 31億円減—28年度予算案』

政府は昨年12月24日に閣議決定した平成28年度予算案で、中小企業対策費として1,825億円を計上した。27年度当初予算額の1,856億円を31億円下回る。うち経済産業省分は1,111億円で、27年度当初予算額と同額。一方、財政投融资計画(貸し付け規模)に盛り込んだ中小企業・小規模事業者向け業務は、日本政策金融公庫の中小企業事業部分として2兆1,265億円を計上。27年度当初計画の2兆3,150億円を下回る。また、同公庫の国民生活事業部分も2兆5,100億円で、同2兆6,600億円を下回る。

主な事業の概要をみると、**中小企業再生支援協議会事業が27年度当初予算額の44.8億円から58.4億円に大幅に増額された**ことが目を引く。事業の収益性はあるものの、財務上の問題を抱える事業者の経営改善・事業再生を支援するため、同協議会による窓口相談、再生計画策定支援およびモニタリング等を行う。また、事業引き継ぎを促進するため、事業引き継ぎ支援センターで士業との連携強化や起業家等とのマッチングの拡充など機能強化を図る。

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業も54.7億円に、中小企業・小規模事業者人材対策事業も18.1億円にそれぞれ増額された。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com